

地域データセンター整備促進税制

5GやIoT時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中、地域におけるデータ処理の核となるデータセンターの整備を促進するため、地域データセンター整備に係る固定資産税の特例措置を適用。

概要

1. 対象者

電気通信事業者

2. 対象設備

地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得した電気通信設備（サーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）

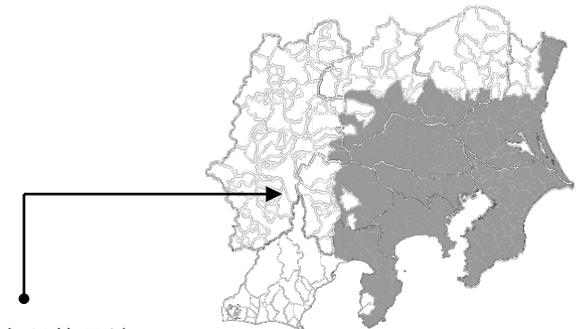
※首都直下地震緊急対策区域[†]以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とするものに限る。

3. 特例措置

固定資産税の課税標準の特例：3/4（取得後3年間）

4. 適用期間

平成30年4月1日から令和4年3月31日まで



[†] 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部）